

社会人等入学者における 専門学校教員についての一考察

生涯教育専攻博士後期課程 津田 敏

抄 録

2012（平成24）年3月の大学卒業生就職率は63.9%である。34%約20万人が未就職者である。就職率63.9%の中には正規職員でない者3.9%が含まれているので、正規就職者は60%ということになる。このような就職状況下で、2012（平成24）年4月、専門学校の大卒等（大卒・短大卒・高専卒）入学者の占める割合は8.4%、その他社会人は21.1%、大卒等入学者とその他社会人を合わせると29.5%である。

本稿は、入学者が最高時の72.5%まで減少している専門学校において、約3割の大卒等・その他社会人の入学者に着目し、専門学校教員が何をなさねばならないかを考察する。

キーワード：専門学校、専修学校設置基準、養成施設指定規則、専門学校教員の専門性

序 章

日本の生産年齢人口（15歳～64歳）は8,017万人、生産年齢労働力人口は5,941万人、就業者数は5,679万人、生産年齢労働力人口比率は74.1%（就業率70.8%）である。失業率は3.3% 262万人である。⁽¹⁾

2012（平成24）年3月の大学卒業生数は、559,030人、就職者総数は357,208人、就職率は63.9%である。⁽²⁾ 残り34% 20万人強の内訳は、大学院等への進学者11.8%、臨床研修医1.6%、専修学校・外国の学校等入学者2.0%、一時的な仕事に就いた者3.5%、進学も就職もしていない者15.5%、不詳・死亡の者1.8%である。就職率63.9%の中には正規職員でない者3.9%が含まれているので、正規就職者は60%ということ

になる。前年が61.6%、前々年が60.8%であったので上昇傾向にはある。また、就職希望者を分母に見た場合では、2012（平成24）年4月1日現在、文部科学省と厚生労働省の調査で、大学生就職希望者は381,000人、就職者は356,000人で就職率は93.6%である。未就職者は25,000人となる。

大学生の就職は上向き傾向にあるが専門学校においては、学校数、入学者数ともに厳しい状況下にある。学校数については、1998（平成10）年、3,020校が存在した専門学校が、2012（平成24）年には175校減の2,845校になった。2011（平成23）年は1年間で67校が減り2,837校にまで激減した。1998（平成10）年から2012（平成24）年の14年間で、1年平均12.5校が減り続けたことになる。（表1）

表 1

出所：学校基本調査より作成

学校数推移(1992(平成4)年～2012(平成24)年)

西暦(元号)	国立大学		公立大学		私立大学		大学計		専門学校		
	校数	伸び率	校数	伸び率	校数	伸び率	校数	伸び率	校数	増減数	伸び率
1992(平成4)	98	-	41	-	384	-	523	-	2,818	-202	93.3%
1993(5)	98	100.0%	46	112.2%	390	101.6%	534	102.1%	2,834	-186	93.8%
1994(6)	98	100.0%	48	117.1%	406	105.7%	552	105.5%	2,857	-163	94.6%
1995(7)	98	100.0%	52	126.8%	415	108.1%	565	108.0%	2,902	-118	96.1%
1996(8)	98	100.0%	53	129.3%	425	110.7%	576	110.1%	2,956	-64	97.9%
1997(9)	98	100.0%	57	139.0%	431	112.2%	586	112.0%	2,981	-39	98.7%
1998(10)	99	101.0%	61	148.8%	444	115.6%	604	115.5%	3,020	-	-
1999(11)	99	101.0%	66	161.0%	457	119.0%	622	118.9%	3,014	-6	99.8%
2000(12)	99	101.0%	72	175.6%	478	124.5%	649	124.1%	3,003	-17	99.4%
2001(13)	99	101.0%	74	180.5%	496	129.2%	669	127.9%	2,980	-40	98.7%
2002(14)	99	101.0%	75	182.9%	512	133.3%	686	131.2%	2,967	-53	98.2%
2003(15)	100	102.0%	76	185.4%	526	137.0%	702	134.2%	2,962	-58	98.1%
2004(16)	87	88.8%	80	195.1%	542	141.1%	709	135.6%	2,966	-54	98.2%
2005(17)	87	88.8%	86	209.8%	553	144.0%	726	138.8%	2,973	-47	98.4%
2006(18)	87	88.8%	89	217.1%	568	147.9%	744	142.3%	2,996	-24	99.2%
2007(19)	87	88.8%	89	217.1%	580	151.0%	756	144.6%	2,995	-25	99.2%
2008(20)	86	87.8%	90	219.5%	589	153.4%	765	146.3%	2,968	-52	98.3%
2009(21)	86	87.8%	92	224.4%	595	154.9%	773	147.8%	2,927	-93	96.9%
2010(22)	86	87.8%	95	231.7%	597	155.5%	778	148.8%	2,904	-116	96.2%
2011(23)	86	87.8%	95	231.7%	599	156.0%	780	149.1%	2,837	-183	93.9%
2012(24)	86	87.8%	92	224.4%	605	157.6%	783	149.7%	2,845	-175	94.2%

※大学の伸び率は1992(平成4)年を100として、専門学校は1998(平成10)年を100として算出

表 2

出所：学校基本調査より作成

西暦	元号	入学者推移		短期大学		専門学校	
		大学					
1992	4	541,604	100%	254,676	100%	364,687	100%
1997	9	586,688	108.3%	207,546	81.5%	327,461	89.8%
1998	10	590,743	109.1%	191,430	75.2%	315,483	86.5%
1999	11	589,559	108.9%	168,973	66.3%	308,815	84.7%
2000	12	599,655	110.7%	141,491	55.6%	313,718	86.0%
2001	13	603,953	111.5%	130,246	51.1%	314,714	86.3%
2002	14	609,337	112.5%	121,441	47.7%	326,632	89.6%
2003	15	604,785	111.7%	113,029	44.4%	338,264	92.8%
2004	16	598,331	110.5%	106,204	41.7%	335,102	91.9%
2005	17	603,760	111.5%	99,431	39.0%	326,593	89.6%
2006	18	603,054	111.3%	90,740	35.6%	300,834	82.5%
2007	19	613,613	113.3%	84,596	33.2%	282,019	77.3%
2008	20	607,159	112.1%	77,339	30.4%	254,749	69.9%
2009	21	608,731	112.4%	73,163	28.7%	247,823	68.0%
2010	22	619,119	114.3%	72,047	28.3%	266,915	73.2%
2011	23	612,858	113.2%	68,432	26.9%	263,618	72.3%
2012	24	605,385	111.8%	64,063	25.2%	264,343	72.5%

専門学校の入学者は、1992（平成4）年を基準に置くと、2012（平成24）は72.5%であった。人数にすると、100,344人の減少となる。一番減少した年は、2009（平成21）年で1992（平成4）比68%、減少数は116,864人であった。2004（平成16）年以降2009（平成21）年まで6年連続減少が続いた。2010（平成22）年に前年比5.2% 19,092人が増加したが、2011（平成23）年は前年比4.5% 16,308人の減少となった。2012（平成24）は前年比0.2% 725人増となった。（表2）

専門学校は、1992（平成4）年以降途中持ち直した時期はあったが、5.2% 175校と学校数が減少、入学者数は1992（平成4）年比で72.5%、人数で100,344人と大きく減少しているのが現状である。

このように減少傾向の中、入学者に注目すべき数値がある。それは、大卒等を含む社会人入学者である。2009（平成21）年から2012（平成24）年4月に掛けて、大卒等（大卒・短大卒・

高専卒）入学者が専門学校入学者に占める割合が8%台から9%台になっていることである。（表3）2012（平成24）年のその他社会人入学者は21.1%で、大卒等入学者とその他社会人入学者を合わせると29.5%となる。

2012（平成24）年7月、大阪府専修学校各種学校連合会（大専各連）は、「専門学校入学者の4人に1人が、高校生以外の「大学生」や「社会人」とし、専門学校進学者の約75%が高校卒で残りの約25%は「大学生」「浪人生」「社会人・その他」と発表された。⁽³⁾

次の表は大学等（大卒・短大卒・高等専門学校卒）入学者数の推移である。（表3）

専門学校の学校数、入学者数が減少する傾向の中、大卒等を含むその他社会人の入学者が3割になろうとしている。この3割の入学者に着目し、専門学校教員は何をなさねばならないかを考察する。

表3

出所：学校基本調査より作成

大学・短大等卒業生の専門学校入学者数推移								
	大学	率	短期大学	率	高等専門学校	率	合計	率
2006(平成18)年	16,794	5.6	5,316	1.8	369	0.1	22,479	7.5
2007(平成19)年	15,579	5.5	4,851	1.7	368	0.1	20,798	7.4
2008(平成20)年	14,641	5.7	4,478	1.8	736	0.3	19,855	7.8
2009(平成21)年	15,788	6.4	4,477	1.8	293	0.2	20,558	8.3
2010(平成22)年	19,489	7.3	4,767	1.8	607	0.2	24,863	9.3
2011(平成23)年	18,348	7.0	4,348	1.6	421	0.2	23,111	8.8
※率は、専門学校入学者数に占める割合								

第1章 専門学校教員について

専門学校とは、専修学校⁽⁴⁾に高等課程、専門課程、一般課程が置かれているが、専門課程を置く専修学校をいうのである。(表4) 専門学校は、学校教育法において「学校」と規定されていない。専門学校は、学校教育法第124条で「教育施設」と謳われているのである。

表4

出所：学校教育法より作成

専修学校が専門学校と称することができるモデル			
課程	課程	課程	称する校名
		専門課程	専門学校
一般課程		専門課程	専門学校
	高等課程	専門課程	専門学校

専門学校の教員は、「教育施設」の教員であることから、短大や大学のいわゆる一条校の教員とは色々な面で差異がある。

まず管轄は、一条校の教員は、文科省管轄教育委員会が管轄・指導することになっている。しかし、専門学校の教員は、専門学校は県知事認可であるため県の政策局（県によって名称が異なる）等の管轄となる。また、国土交通大臣に認可を受けた自動車整備士や測量士補養成施設の専門学校は、総務省の各県の評価事務所が、厚生労働大臣より認可を受けた看護師、歯科衛生士、美容師、理容師、柔道整復師等養成施設の専門学校は、県の厚生局管轄となる。大臣認可を受けていない専門学校の教員は県の政策局等から、大臣認可を受けている専門学校教員は県の厚生局等から指導を受けるのである。

次に教員規定であるが、専門学校の教員には、専修学校設置基準、養成施設指定規則の2つの規定が存在する。

専修学校設置基準には次のように規定されている。

第十八条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を

有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

要約すれば、教員免許を持たない大卒・短大卒、専門学校卒であっても専門学校教員になれるということである。2年制の専門学校卒・短大卒であれば新卒で4年後に、4年制の専門学校卒・大卒であれば2年後に、担当する教育に関する業務に従事していたならば教員になれるという規定である。新卒の場合ならば、24歳で専門学校教員になれるという規定である。

次に養成施設指定規則であるが、看護師、歯科衛生士、美容師、理容師、柔道整復師等国家資格に関わる職種に設けられた規則である。また、教員講習を受講して教員認定資格を取得し

なければならない。

看護師専任教員養成講習会、柔道整復師学校養成施設指定規則、柔道整復師教員講習会、歯科衛生士専任教員認定制度規定について見ていく。

まず、看護師教員認定資格であるが看護師専任教員養成講習会を受講し取得する。社団法人日本看護協会の各都道府県看護協会と都道府県とが連携をして都道府県主体で実施している。

表5は、2012（平成24）年度兵庫県看護師専任

表5
出所：平成24年度専任教員養成講習会実施要綱（兵庫県）より

授業講習科目及び時間数				
区分	教育内容	授業科目名	単位数	時間数
基礎分野	看護教育の基礎	論理的思考	1	30
		人間関係論	1	30
		カウンセリング	1	15
		看護情報科学	1	15
	小計		4	90
教育分野	教育の基礎	教育原理	1	15
		教育心理	1	15
		教育方法	1	15
		教育評価	1	15
	小計		4	60
専門分野	看護倫理	看護倫理	1	30
	看護論	看護論	1	30
		看護演習	1	30
	看護教育学	看護教育論	1	15
		看護教育制度	1	15
	看護教育課程	看護教育課程論	1	30
		看護教育課程演習	2	60
	看護教育方法	看護教育方法論	1	30
		講義指導計画	1	30
		演習・実習指導計画	1	30
		看護教育方法演習	3	90
		看護教育演習	2	90
	看護教育演習	専門領域別看護論	1	15
		専門領域別看護論演習	2	60
	看護教育評価	看護教育評価論	1	15
		看護教育評価演習	1	30
	研究	研究	2	45
看護学校経営	看護学校経営	1	15	
小計		24	660	
その他	その他	医療安全教育	1	15
		リフレクション・キャリア開発	1	30
	小計		2	45
合計			34	885
教科外活動	教科外活動	開講儀式・閉校式・ガイダンス		18
		特別講義		12
	小計			30
総合計			34	885

教員養成講習会の授業講習科目及び時間数である。講習の目的は、看護教育に必要な知識・技術を修得し、看護教員として創造的に活動し得る能力を啓発することである。目標は、①学生のレディネスに応じた授業を工夫して展開する能力を養う②学生の個性を尊重して対応する能力を養う③看護教育を追究する能力を養う等である。期間は、平成24年4月16日(月)～平成24年12月14日(金)、原則、土・日・祝日は実施しないことになっている。受講資格は、看護師として5年以上業務に従事した者で、①講習会未履修の者②看護業務または実習指導教員等で5年以上離れていない者③看護師等養成所または医療機関で就業し、当該施設の長から推薦のある者等となっている。受講料は、216,000円である。修了者には厚生労働省認定の修了証が交付されることになっている。ただし、出席日数が全授業日数の90%以上であることとなっている。

次に、柔道整復師学校養成施設指定規則であるが、柔道整復師の専門基礎分野又は専門分野の教員になるためには、表6にあるように柔道整復師の免許を取得してから3年以上実務に従事した後、厚生労働大臣指定の柔道整復師教員

講習会を修了した者となる。柔道整復師の教員講習会は、公益社団法人全国柔道整復学校協会が主催する。

2012(平成24)年は、表7の通り228時間の受講、教育原理や教育心理等の教育分野、人体構造と機能や疾病と障害等の基礎分野、柔道整復学の専門分野を受講する。3年制の専門学校卒で柔道整復師の基礎分野を担当する専門学校教員になる場合、3年以上担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事(例 専門学校で勤務)すれば担当教員になれるのである。専修学校設置基準の規定を適用することができるからである。しかし、専門基礎分野又は専門分野の教員として勤務する場合、柔道整復師の免許を取得してから3年以上実務に従事(例 専門学校で勤務)した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了すれば専門基礎分野又は専門分野の教員として勤務することができるのである。担当する教育に関する業務(教科)によって適用される規定が異なるのである。

次に、歯科衛生士専任教員認定制度規定であるが、全国歯科衛生士教育協議会が資格認定講習を実施している。この認定制度の目的は、歯科衛生士専任教員の資質の向上のために専任教員

表6

出所：柔道整復師学校養成施設指定規則より

別表第二 (第二条関係)	
基礎分野	教授するのに適当と認められた者
専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の療養の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

員の生涯学習の成果をもとに、教育領域の歯科衛生士として認証するためであるとしている。認定歯科衛生士専任教員は、講習会Ⅰ～Ⅴを受講し修了書を取得することにより『歯科衛生士(教育)』として認定されるのである。また、更新登録が必要である。認定(更新)年度から5年間で、認定更新には表8にあるように、歯科衛生士専任教員講習会Ⅵを受講し、15単位以上取得しなければならない。

以上のように専門学校の教員は、専修学校設置基準、養成施設指定規則、また教員講習を受講し認定を受けなければならない規定があるのである。分野によって受講する合計時間に相当な開きがあるとともに教育分野や専門分野の受講時間に差があるのである。また、受講資格に柔道整復師のように免許取得後3年後という分野、看護師のように看護師として5年以上その業務に従事した者というように年数にばらつき

表7

出所：全国柔道整復学校協会より

受講概要					
科目	時間	科目	時間	科目	時間
教育原理	24	人体構造と機能		柔道整復学 (理論・実技)	64
教育心理	24	解剖学・運動学	12		
教育方法	12	生理学	8	教育実習及び実技	8
教育行政	8	疾病と障害			
		病理学概論	4		
		衛生学	2		
		一般臨床医学	12		
		外科学概論	8		
		整形外科学	12		
		リハビリテーション医学	8		
		保健医療福祉と柔道整復の理念			
		公衆衛生学	2		
		医学史	4		
		医事制度	12		
		柔道	4		
	68		88		72
合計 228 時間					

表8

出所：歯科衛生士専任教員認定制度規定より作成

取得単位		
項目	必須単位	選択単位
本会で認めた講習・研修会の受講・出席		
・歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ	5	
・歯科衛生士専任教員秋期学術研修会		3
・本会の講習会Ⅵ以外の講習・研修会		2
・地区会の講習会及び研修会		2
・日本歯科衛生士会主催の研修会		2
・都道府県歯科衛生士会主催の研修会		2
・その他の学会		2
雑誌投稿論文・著書の掲載1編につき		2
※認定更新単位は、必須10単位、選択5単位以上とする。		

がある。また、認定更新規定がある分野とない分野がある。

また、指導を受ける県の管轄も政策局や厚生局等異なっている。教える教科によっては専修学校設置基準の規定において妥当であっても養成施設指定規則においては不当という場合がある。専門学校の教員は、曖昧・複雑な規定の資格において教育を担っているのが現状である。

第2章 専門学校教員に求められる能力

専門学校は、1990年代基盤整備が進んだ。大学への編入学、大学院入学、公認会計士・不動産鑑定士等の資格試験の第1次免除等が認められたのである。大学・短大の補完的な教育機関であった専門学校が、高等教育機関としての位置を確立したと評価されるようになった。その後、2005（平成17）年1月、中央教育審議会大学分科会がまとめた『我が国の高等教育の将来像』において、専門学校を高等教育機関と認めた位置づけをした。また、2007（平成19）年、文科省は「専修学校の振興に関する検討会議」を設置し、専門学校は、職業教育を担う中核的な高等教育機関として、企業や業界から高い評価を受けているとし、専門学校の高等教育機関としての地位が確立して来たことを示した。

専門学校の基盤整備が進み、職業教育を担う中核的な高等教育機関として評価も受けるようになったが、表1、表2で見たように専門学校の学校数、入学者数が減少し、入学者に至っては1992（平成4）年比で72.5%にまで減少している。減少の要因は、少子化による高校生の減少、大学全入化、景気の低迷等様々なことをあげることができる。しかし、大学は学校数においても、入学者数においても増加している。逆に短大は著しく入学者を減少させているが、短大の減少要因は、職業知の専門学校と教養知と職業知の大学の狭間⁽⁵⁾で入学者数を減らした

と言える。しかし、専門学校の入学者の減少要因は、短大とは違う要因があるのではないかと推察する。その要因は、専門学校教員の専門性において、大学・短大の教員とは差があるからではないかと考えるのである。つまり、長尾のいう大学の教養知と職業知、専門学校の職業知において、専門学校には教養知がない。その教養知が減少の要因ということになるのではないかと推察するのである。教養知とは何かである。

1990（平成2）年、関口義は、専門学校専任教員の基礎学歴の調査結果（表9）⁽⁶⁾を発表した。それによると、専門学校卒の専任教員は8分野で平均42.1%がいることが分かった。専門学校卒の専任教員が多い分野は、家政分野69.7%、医療分野（国・国立）59.7%、医療分野（私立）59%、衛生分野52%で半数以上が専門学校卒の教員であった。

2012（平成24）年3月、吉本圭一は、『高等教育における教員と教育組織に関する調査』を発表した。⁽⁷⁾それによると、修士以上の学習経験を持つ教員は、専門学校は2割弱で、短大・高専・専門学校の学習経験の教員が5割を占めるとある。関口が発表した1990（平成2）年においても専門学校卒と短大卒の平均合計値は52.8%と1990（平成2）年から22年が経過しているが、専門学校教員の専門学校卒・短大卒の割合はほとんど変わっていないことが分かる。

2012（平成24）年7月、大阪府専修学校各種学校連合会（大専各連）は、2012年度全国専門学校共同入学者調査の概要を発表した。その中で、「専門学校入学者の4人に1人が、高校生以外の「大学生」や「社会人」とし、専門学校進学者の約75%が高校卒で残りの約25%は「大学生」「浪人生」「社会人・その他」であると発表した。専門学校は学校数や入学者数が減少する中、表3で明らかなように大卒等・その他社会人が増加しているのである。専門学校に資格・検定の取得や知識・技能の習得を目的

表8

出所：関口義著「専修学校全論 /1975-2000」P248 より作成

分野	専任教員の基礎学歴別人数					合計
	大学院 修士以上	大学卒	短大卒	専門 学校卒	その他	
工業	123	506	104	305	85	1,123
	(11.0)	(45.0)	(9.3)	(27.1)	(7.6)	(100)
農業	2	32	14	19	7	74
	(2.7)	(43.2)	(18.9)	(25.7)	(9.5)	(100)
医療(私立)	32	134	66	381	32	645
	(5.0)	(20.8)	(10.2)	(59.0)	(5.0)	(100)
医療(国・公立)	3	42	12	92	5	154
	(1.9)	(27.3)	(7.8)	(59.7)	(3.3)	(100)
衛生	6	73	20	126	17	242
	(2.5)	(30.2)	(8.3)	(52.0)	(7.0)	(100)
教育・社会福祉	21	20	5	2	1	49
	(42.9)	(40.8)	(10.2)	(4.1)	(2.0)	(100)
商業実務	30	300	45	97	36	508
	(5.9)	(59.1)	(8.8)	(19.1)	(7.1)	(100)
家政	4	98	144	581	6	833
	(0.5)	(11.8)	(17.3)	(69.7)	(0.7)	(100)
文化・教養	85	144	11	44	3	287
	(29.6)	(50.2)	(3.8)	(15.4)	(1.0)	(100)
合計	306	1,349	421	1,647	192	3,915
	(7.8)	(34.5)	(10.7)	(42.1)	(4.9)	(100)

に大学と専門学校に通ういわゆるダブルスクール⁽⁸⁾という時期があった。しかし、1990年代に入り少子化、大学全入化時代を迎え、大学の大量化が始まるとダブルスクールは少なくなった。しかし、2009年から大卒等その他社会人の専門学校に入学する割合が増えて来た。大卒等の入学者は、専門学校入学者数に占める割合の9%弱と1割に満たないまでも注目すべき値である。その他社会人と合わせると専門学校在学者数の3割になる。⁽⁹⁾

専門学校に入学する大卒等・その他社会人は、専門学校が打ち出している資格取得、そして、将来は資格を活かした専門職で就職に就くことができるという期待で専門学校に入学するのである。入学する主な分野は、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧、看護、介護福祉、柔道整復、理学療法・作業療法等国家資格を取得できる分野が大半である。(図1)

学校数・入学者数が減少し続ける専門学校にとって、大卒等入学者の割合は1割弱と少数ではあるが社会人を含むと約3割となる。新たな入学者増加動向をどう捉えるか。どのように対処するかということである。

専門学校の今後の発展の取り組みとして、高等職業教育機関としての質保証、キャリア教育・職業教育の在り方、多様な入学者の青年期教育等があるが、これらはどれも教員の資質水準にかかっている事柄ばかりである。専門学校研究者は、「基礎から教え、柔軟に変化に対応し、応用していける能力を育成することを主眼に置くべき」⁽¹⁰⁾、「産業社会の構造に臨機応変に対応できる能力を養う教育機関であるはず」⁽¹¹⁾等と述べている。端的にこれらを要約して述べるならば、専門学校及び教員に対して、専門学校教員の質すなわち実務的・学術的・教育的専門性を求めているということである。

大卒等が多い主な学科系統と在学生に占める割合(%)

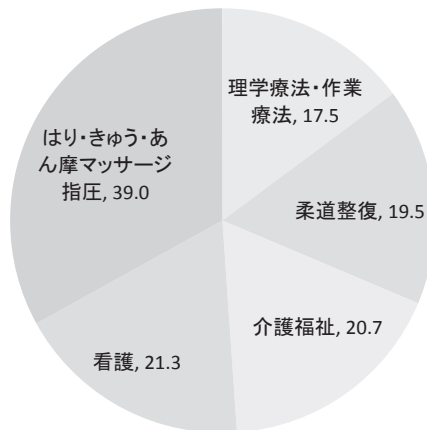


図1

出所：東専各協会在籍調査（平成23年度）より作成

一方、専門学校の教員には、学術的専門性や学歴は必要ないという意見もある。現職の専門学校教員に2008（平成20）年10月、アンケート調査を行った。アンケートは、自記式質問紙調査により行った。専門学校24校（工業（4）医療（5）衛生（6）文化・教養（2）教育・社会福祉（3）商業実務（4）服飾・家政（4）回収率51.9%）、95名（男性（52）女性（43）、工業（21）医療（15）衛生（18）文化・教養（9）教育・社会福祉（8）商業実務（13）服飾・家政（11）、20歳代（7）30歳代（31）40歳代（22）50歳代（20）60歳代（15））の専門学校教員より回答を得た。

<資格はどうあるべきだと考えるか>という質問の中の、<短期大学・大学と同じ修士以上の要件が必要>に対する回答である。20歳代～60歳代全員が0%という回答であった。（図2）

また、<専修学校的一条校化の教員資格要件に、短期大学・大学の助教と同じ修士の学位以上との声があるが、修士以上の学位を取得するか>の質問に対する回答について、専門学校の教員を学歴別にして分析をした。（図3）取得するは、大学院卒の学歴を持つ教員は100%

だが、他の教員は0%であった。修士取得が一番近い大卒において、絶対条件なら取得する40%、条件で考える55.6%、取得しない80%と消極的であり、総じて専門学校教員は修士の学位を取得することに消極的であった。つまり、専門学校は、資格取得を主とした教育であるので、教員の修士以上の学位といった学術的専門性は重要ではない。専門学校の教員に求められる力は、資格を取得させる力であり、学生の出欠管理・生活指導等ができる力である。よって、専門学校の教員の学術的専門性は重要視されないし、しない。短大・高専・専門学校レベルの学習経験の教員が5割を占めるのが専門学校の教員構成なのである。専修学校設置基準にある専門学校教員は、専門学校卒であっても担当する教育に関する業務に規定年数従事していれば教員の資格を得ることができ、教員として勤務できる。よって、専門学校の教員は、専門学校へ入学して来る学生の目的である資格取得ができ、その資格に見合う就職ができるように指導できればよいということになる。

2012（平成24）年3月、全国歯科衛生教育協議会より「歯科衛生教育コア・カリキュラム

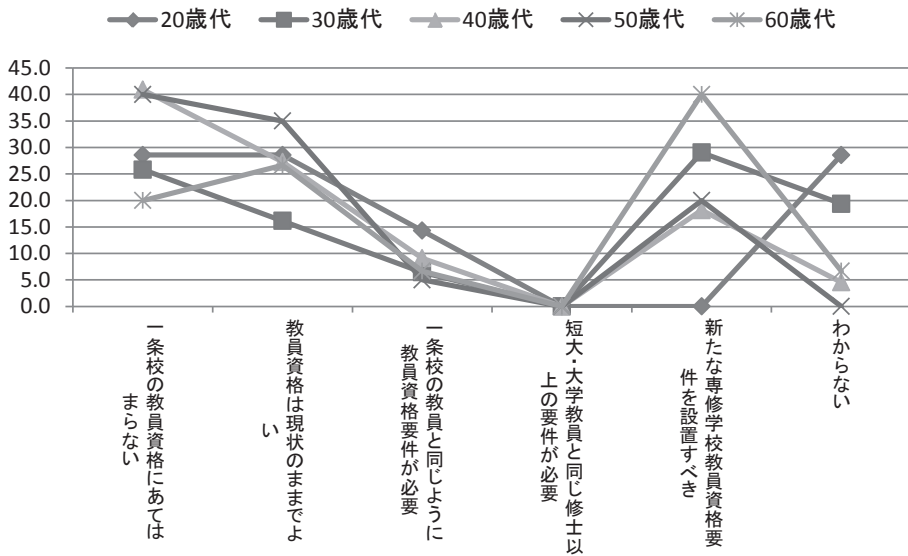


図2

出所：専門学校教員アンケート結果より作成（2010年）

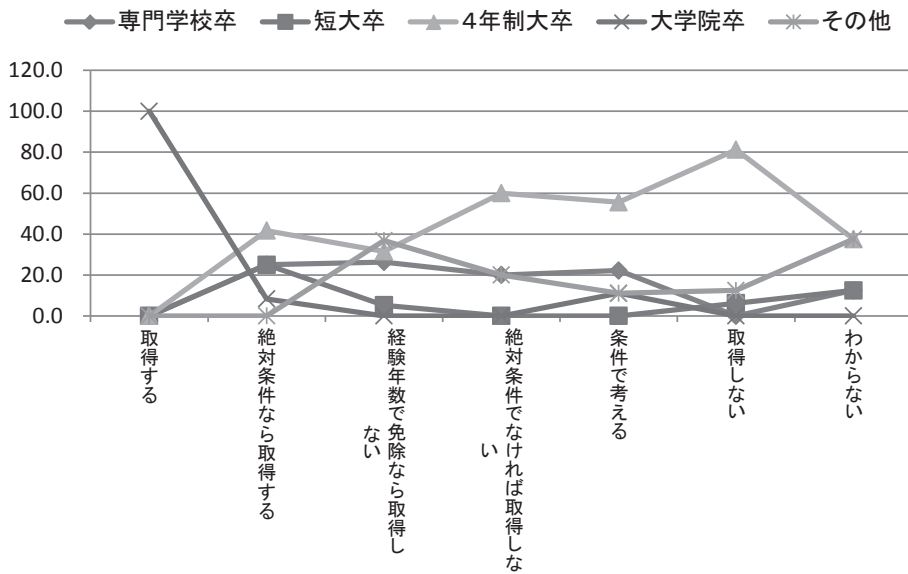


図3

出所：専門学校教員アンケート結果より作成（2010年）

- 教育内容ガイドライン -」が出された。その中の「5. 歯科衛生士に求められる基本的な資質」が次のようにあげられている。

- 歯科医療の高度化と社会環境の変化に対応することのできる歯科衛生士
- 幅広い見識と豊かな人間性を有する歯科衛生士
- 高い倫理観を持つ歯科衛生士
- 資質向上に寄与することのできる歯科衛生士
- 他職種連携のできる歯科衛生士
- EBMに基づいた科学的な判断のできる歯科衛生士

さらに、講義や演習・実習で学んだことをもとに自分自身で研究テーマを設定し、研究を進め、一定の形式で論文にまとめて発表する「卒業研究」は、歯科衛生学教育の一環として考慮する価値があるとしている。これらを学生に習得させるためには、資格取得教育を主とした専門学校教員には多難な教育内容であろう。例えば、歯科医療の高度化と社会環境の変化に対応することのできる、資質向上に寄与することのできる、EBM (evidence-based medicine) に基づいた科学的な判断のできる歯科衛生士を育てるためには、教員の学術的専門性が必要であろう。

次に看護師の養成カリキュラムであるが、4年制の専門学校の場合、看護系大学と看護師免許を取得することに変わりがないため、看護系大学と同じ養成カリキュラムである。しかし、専門学校は、職業に必要な能力の育成が主な目的であり、即戦力ということで実習に多くの時間を割いている。また、表9にあるように医療分野は7割が短大卒・専門学校卒の教員で、看護師免許取得のための試験対策授業が多い。大学は、看護実践、看護研究など看護の各分野に関して専門的に看護学を学問として学ぶ⁽¹²⁾とし、原理をつかみ事実からそこに潜む論理を取

り出す能力を鍛えなければならない⁽¹³⁾とされている。このことから明らかなように、看護系大学教員と専門学校教員の学術的専門性の差は大きく、大学と専門学校の目的は違えども看護師間で看護的理論に差が生じる。今はまだ看護系大学が設立して時が浅いため専門学校卒の看護師が多く勤務しているが、看護系大学が増えている(1982(昭和57)年大学6校・大学院2校、2010(平成22)年大学188校・大学院127校)こともあり、近い将来、看護系大学卒の看護師が増えることになる。看護師は理屈より実践が出来ればいいという考え方が看護系大学のなかった頃、数少ない頃はそういう考え方が主流であった。しかし近い将来、専門学校卒看護師においても学術的教育が必要との声が上がって来るようになる。専門学校教員に学術的専門性の要求がなされるようになると思われる。このようなことから、専門学校の教員の専門性、中でも学術的専門性は必要不可欠な能力であるということである。専門学校の減少の要因は、教養知つまり学術的専門性であるということである。

終章 専門学校教員の専門性を養うために

専門学校の教員の学術的専門性が必要であることを考察して来た。ではどのようにして専門学校の教員の学術的専門性を補完していけばよいか。

まず、専門学校教員の研修等はどうなっているかを示したい。

ある専門学校の商業実務分野の本務教員4名に話を聞いた。(2012(平成24)年10月5日(金)10時~16時 インタビュー形式 20分/人 業務・研修について)一人目の教員Aは、教員歴14年になる担任を持ち、教科は医療事務の女性教員(50歳代)である。研修へは本年を含め4回、

点数改正説明会へ参加したとのことであった。もう一名の教員Bは、教員歴3年の担任を持っている教科は病院事務の女性教員（20歳代）である。研修へは年1回の管理士学会へ3回出席したとのことであった。他は、IT関連の教員歴23年男性教員C（50歳代）と教員歴15年の女性教員D（40歳代）の2名の教員である。教員Cは、IT企業主催のソフトウェア研修に年1回の割で10数回行ったことがあるとのことであった。教員Dは、アプリケーション担当ということもあり、過去1度自費で某アプリケーション指導員認定を得るために参加したことがあるとのことであった。しかし、あとは自己研修・研鑽がもっぱらであるとのことであった。

データは商業実務分野4名と少ないが、話を聞いてみると、どの分野もこれら教員と大きくは変わらない環境ではないかとのことであった。専門学校教員の研修の場・数は少なく、内容的にも学術的とは言い難いものであることが分かった。表9からも明らかなように、短大卒・専門学校卒で専門学校教員をしている者が、平均で52.8%である。学生時代に資格を取得し、専門学校へ就職をして学校現場で経験を積み（実務）、教員となった人が大半である。このような専門学校教員の場合、他校の教員との交流はなく、内部研修や自己研修・研鑽がほとんどであることが分かった。IT等国家資格でも養成施設指定規則にあたらぬ分野は、企業主催の研修や商業ベースの研修、自己研修・研鑽がほとんどであることが分かった。

専門学校全体として、専門学校教員間の交流は数少ない。学術学会への加入や参加、発表等も国家資格の分野の一部を除いてほとんどない。松元が「専門学校の先生方がもっと積極的に学会へ参入されて、研究成果を学会の機関誌へ発表するくらいにならないと、」⁽¹⁴⁾と指摘しているように少ない。小学校・中学校・高校・専門学校・短期大学・大学とある教育機関の中

で、教員の研修・交流が際立って少ないのが専門学校教員である。つまり、専門学校教員の研修場所・数は、非常に限られている。内部研修、自己研修・研鑽がほとんどであるというのが専門学校教員の現状の環境である。大学・短大の教員の学術学会での発表や論文投稿等における活動・業績と比較すると、専門学校教員はまさに孤独な自己満足な教育活動をしているということになる。

大卒等・その他社会人入学者の3割は、学校数・入学者数が減少する専門学校にとって、図1にある大卒が多く入学する分野ばかりではなく、専門学校の発展する機と捉え取り組まなければならない要素である。専門学校教員の学術的専門性は、どのように補完すればよいか。

二つの方法がある。一つは、大学や大学院へ進学し学術的専門性を補完するという方法である。専門学校教員の修士以上の学習経験者は、1990（平成2）年の関口のデータ（図9）では7.8%、吉本のデータ2012（平成24）年では2割弱となっている。このデータからすると、現在では8割強の専門学校教員は、大学や大学院へ進学し学術的専門性を補完する対象者である。しかし、図2・図3であったように、専門学校は一条校とは違うので修士以上の学位は取得しないという教員が大多数である。しかし、明らかに専門学校教員の学術的専門性の欠如、また1992（平成4）年の大学大綱化以来、看護系大学等大学が従来専門学校の教育領域であった分野へ進出していることから明らかなように、大半の大学と専門学校の境は曖昧となっている。大学は研究機関であり専門学校は職業教育機関と割り切る時代ではなくなった。大学が資格取得等職業教育機関化しているのであれば、職業教育機関である専門学校が学術的専門性を追究しても何らおかしくはない。むしろ、時代が専門学校教員の学術的専門性を必要としているのである。また、「教育の質の面で学校

ごとに相違が大きく、教育の成果に対する評価が高等学校関係者等の間で安定していないとの指摘や専門学校が行う教育に対して社会からの理解が得られていない⁽¹⁵⁾と指摘されていることから、専門学校教員は大学や大学院へ進学し学術的専門性を補完する必要がある。大学や大学院へ進学する道を選ぶ方法が一つである。

二つ目の方法は、専門学校教員の学術学会への入会である。そして、研究、発表、論文投稿等をする方法である。入会をして、学術的研究をして学会発表、学術論文の投稿を通して学術的専門性を高めていくということである。学術的研究の方法は、専門学校教員の学習経歴や専門学校教員として培って来た自己研究・研鑽だけでは難しいかも知れない。近道は、大学等で学術研究に精通した教員から指導を受けることであるが、大学等へ行くことが難しい専門学校教員は、学術学会へ入会し、研究活動を通して第三者評価を受け学術的専門性を高めることである。

大卒等・その他社会人入学者の3割に着目して、専門学校教員について考察をした。専門学校教員の学術的専門性の欠如、そして学術的専門性を補完すべきことが専門学校教員には必要であることが明らかとなった。専門学校が発展を遂げる要素の一つに、「専門学校教員の学術的専門性の補完」をあげる時代に突入しているのではないだろうか。

【注】

- (1) 2012年10月30日、総務省統計局の労働力調査より抜粋
- (2) 学校基本調査－平成24年度（速報）結果の概要 高等教育機関 [卒業後の状況調査]1大学（学部）卒業生（2）卒業生の状況より
- (3) 大阪府専修学校各種学校連合会（大専各連）、2012年度全国専門学校共同入学者調査概要より
- (4) 専修学校とは、1975（昭和51）年学校教育法の改正により制定された学校である。学校教育法第1条に規定された「学校」ではない。
- (5) 長尾由希子「短大進学率の変動にみる教育知のシフトとその支持層：教養知から職業知へ」2010年 東京大学社会科学研究所 パネル調査プロジェクトNo.33 P.14
- (6) 関口 義著『専修学校全論/1975-2000』1990年 地域科学研究会
- (7) 吉本圭一「高等教育における教員と教育組織に関する調査」2012年 九州大学人間環境学研究院 高等教育と学位・資格研究会より P4
- (8) 河野志穂「大学における資格・検定取得支援の現状と背景 経済・経営・商学系私立大学の大学案内にみる資格・検定講座の設置状況－」2008年 早稲田大学教育年報 第4号
- (9) 平成24年度学校基本調査（速報）高等教育によると、2012（平成24）年のその他社会人入学者は21.1%で大卒等8.4%と合わせると29.5%となる。
- (10) 梶原宣俊著『専門学校教育論』2000年 学文社 P195
- (11) 原 清治「Ⅲ－6専修学校」宮脇陽三編著『教育学 生涯学習時代に向けて』1997年 ミネルヴァ書房 P226
- (12) <http://www.keinet.ne.jp/doc/gl/08/09/chumoku.pdf> 2012年11月18日現在
濱田悦子「看護の広がりと高度化に対応してさらに重要性が増す大学における看護学教育」2008年 日本看護系大学協議会広報
- (13) 石綿啓子「看護の専門職性に関する研究－看護教育の基礎付けとして－」2002年文教大学教育研究所紀要 第11号 P82
- (14) 関口 義著 前掲『専修学校全論/1975-2000』P29
- (15) 中央教育審議会（答申）（抄）『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』2011年 中央教育審議会 P84

【参考文献】

- * 植上一希著「専門学校の教育とキャリア形成 進学・学び・卒業後」2011年 大月書店
- * 久富善之著『教師の専門性とアイデンティティ』2008年 勁草書房
- * 塚原修一「専門学校の新たな展開と役割」2005年 独立行政法人労働政策研究・研修機構 日本労働研究雑誌No.542
- * 小方直幸「高等教育における職業教育と専門学校の役割」2011年 リクルートカレッジマネジメント167
- * 田中裕喜「教師の専門性と教師教育の課題」2005年 滋賀大学教育学部紀要 教育科学No.55
- * 「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告 ～多様な学習機会の充実と教育の質向上等に向けて～」2011年 専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議
- * 菊川 治「短期高等教育における職業教育の在り方について」2010年 埼玉女子短期大学研究紀要第21号
- * 江頭典江「多様化する入学生に対する看護学教育のあり方」2007年 大阪教育大学大学院生涯教育組織論研究
- * 塚原修一「専門学校の高度化－今後の方向を考える」2004年 私学高等教育研究所 アルカディア学報No.175